

徳島県警察本部告示第2号

令和5年徳島県警察本部告示第3号（口頭により開示を求めることができる保有個人情報をも定める件）の一部を次のように改正し、令和6年8月20日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和6年8月20日

徳島県警察本部長 堺 瑞 崇

警備員指導教育責任者講習の修了考査の項口頭により開示を求めることができる場所の欄を次のように改める。

考査を受けた場所 （合格発表の日に 限る。）又は情報 発信課情報公開室
--